時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀　一ヶ月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

	一日限	二日以上	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行　〃　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

理財當局者の覺悟は如何

銀貨の下落は經濟上の一大變動にして目下最も注目すべき大問題なれども其永遠の結果は兎も角もとして差當り我國に及ぼす所の影響を考ふれば之が爲めに商品の輸出を奬勵し國内の事業を發達せしむるの利益は疑ふべからず銀貨の下落は取りも直さず金貨の騰貴にして其差いよ〳〵甚だしければ金貨國より銀貨國への輸入は困難を感ずる其反對に銀貨國なる我日本の輸出はますます增加するみと自然の勢にして内國の商品は隨て製造すれば隨て輸出すると同時に其價も亦隨て騰貴するが故に日本の商賈貿易はます〳〵繁昌を催ほし世界の銀貨は國内に流注して中央銀行の如きは幾千萬圓の貨幣を積むに至るみとならん日本國の繁昌萬々歳と云はざるを得ず誠に目出度き次第なれども爰に注目すべきは銀貨の下落即ち物價騰貴の爲めに政府の維持に困難を感ずるの一事なり商賈社會の繁昌は物價の騰貴に伴ふみと經濟上の常態にして其騰貴は一般の爲めに寧ろ喜ぶべき處なりと雖も政府の會計は全く反對にして我輩が前號にも述べたる如く其歳入八千萬圓と云ふも銀輩が前號にも述べたる如く其歳入八千萬圓と云ふも銀の騰價に於て然るのみ金と銀との相場を百と六十との割合として金に換算すれば四千八百萬圓に過ぎず僅々四千八百萬圓の歳入を以てして此内外多事の政局に當り果して能く諸般の政費を支辨して政府を維持するの見込ありや否や軍艦軍器の製造費を始めとして外債の償還、公使館領事館等の費用は何れも外の金貨國に支拂ふものにして豫算の相違容易ならざる可きのみならず内に於ける官吏の給料、官廳の費目とても物價騰貴の爲めに何れも不足を感ぜざるを得ず政費節減云云の談は當局者の毎度口にする所なれども此際に當りては政府の維持策みな却て急務なれ其見込は果して如何我輩の聞んと欲する所なり

右は單に政府維持の一事にして何れにしても其關係は餘り大ならざれども日本經濟社會の爲めに謀りて此際容易に看過す可らざるものは世間に於ける會社熱の流行なり今日は流行の初期にして徵候尚は著しからざれども其流行の初めみろ禍機の正に潛伏する時なれば理財當局者の最も注意す可き所なり其機の既に熟するに及んでは如何なる手段も效なければなり前年紙幣急縮の餘症として發したる會社熱の流行は凡ち四年間の永きに渉りて國中に慘毒を流したるみと一方ならず兩三年來漸く回復したれども瘡痍の認む可きもの尚ほ少なからずして其慘狀は一般に記憶する所のものなれば之を前車の覆轍として與に〳〵警しむる所なかる可らず蓋し會社熱の流行は喩へば酒に醉ふと一般にして一時精神を興奮せしめて心身の愉快活潑を覺れども其愉快活潑は酒の爲めにして其醉の醒むるに至れば一時興奮されたる其度に應じて心身の衰弱を感せざるを得ず人間の生理に於て爭ふ可らざる所のものなり即ち會社熱の流行も一時の興奮盛なれば盛なるほど其割合ひに從て他日の衰弱を來す可きみと經濟社會の生理に於て疑なき處なれば今の理財の局に當るものは其流行の未だ甚だしからざる今日に當りて所謂經濟上の生理を考へ（又前年の覆轍を鑑み其事情の容易ならざるを察して豫め之に處するの大成算なきを得ず而して其責任たる極めて重大なれば其局に當るものは政府部内にても最も適任の人ならざる可らず現在の當局者は果して其人なるや否や或は平常に於ては適當の人物なりしとも今日の場合は單に普通の財務を理するのみに止まらず一般の社會に勢力を有して其力よく他の狂熱を制し得るの人に非ざれば不可なり我輩は今の政府中に其人ある可きを期するものなれども若しも之なきときは他に求むるも可なり何れにしても其人を得たる以上は現在の地位に更迭を見るも亦已む可らざるを信ずるなり今の理財の當局に人を得ると得ざるとは啻に一政府の利害に止まらずして其關係する所實に容易ならざるものあればなり

官報

○遞信省令第十二號

明治二十二年（四月）當省令第五號中北海道廳管下ノ下（「及嶋地」ノ三字ヲ追加ス

明治二十六年七月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

遞信省令第十二號參照

遞信省令第五號（明治二十二年四月一日）抄錄

北海道廳管下ノ三等郵便局長ハ當分ノ内三等郵便局長採用規則第一條第二款ノ制限ニ縛タサル者ト難採用スルコトアルヘシ

○司法省訓令第一號　裁判所　檢事局

明治二十六年（五月）司法省令第九號辯護士試驗規則第九條ノ筆記試驗ハ檢事局ニ於テ取扱フモノトス

明治二十六年七月十九日　司法大臣芳川顯正

司法省訓令第一號參照

司法省令第九號辯護士試驗規則（明治二十六年五月十二日抄錄）

第九條第一項

筆記試驗ハ各控訴院ニ於テ之ヲ行フ但事宜ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ行フコトアル可シ

○農商務省訓令第十八號　北海道廳　府縣

明治十八年八月當省達第三十三號巡回教師設置ノ件廢止ス

明治二十六年七月十九日　農商務大臣伯爵後藤象次郎

農商務省訓令第十八號參照

農商務省第三十三號達（明治十八年八月六日）抄錄

農事ノ改良ヲ圖ランカ爲ニ左ノ條項ニ依リ農事巡回教師ヲ設置候條此旨相達候事（條項略ス）

○農商務省訓令第十九號　北海道廳　府縣

農事試驗場本支場管轄區域當省告示第八號ノ通相定メ候ニ付テハ左ノ事項心得ヘシ

明治二十六年七月十九日　農商務大臣伯爵後藤象二郎

農事講話ノ爲メ毎年本場及支場ノ技術官ヲシテ其管轄區域内ニ巡回セシム

一　但當分ノ内北海道及神奈川縣ニハ實施セス

二　本場若クハ支場ヨリ農事講話ノ爲メ技術官派出ノコトヲ地方廳ニ通知スルトキハ其地方長官ハ豫テ講話ノ場所期日ヲ定メ場長若クハ支場長ヘ打合ノ上其管内ニ告知スヘシ

三　巡廻講話若クハ品評會共進會審査等ノ爲旅費ヲ支拂シテ技術官ノ派出ヲ要スルトキハ其府縣所屬ノ本場若クハ支場ニ其旨ヲ移牒スヘシ

四　種苗ノ配付ハ本場若クハ支場ニ於テ配付ノ都度其旨官報紙上ニ廣告ス

五　土質檀子肥料飼料等ノ鑑定并農事ニ關スル質問ハ其府縣所屬ノ本場若クハ支場ヘ申出ツヘシ

六　土質檀子肥料飼料等ノ分析ニ關スル規程ハ追テ之ヲ定ム

○農商務省告示第八號

農事試驗場本支場ノ管轄區域左ノ通定ム

明治二十六年七月十九日　農商務大臣伯爵後藤象二郎

本場管轄區域（東京府　神奈川縣　埼玉縣　群馬縣　千葉縣　茨城縣　栃木縣　愛知縣　靜岡縣　山梨縣　岐阜縣　長野縣　宮城支場管轄區域（宮城縣　福島縣　山形縣　秋田縣　石川支場管轄區域（新潟縣　滋賀縣　福井縣　石川縣　富山縣　大坂支場管轄區域（京都府　大坂府　兵庫縣　奈良縣　三重縣　和歌山縣　廣嶋支場管轄區域（鳥取縣　嶋根縣　岡山縣　廣嶋縣　山口縣　總嶋支場管轄區域（德嶋縣　香川縣　愛媛縣　高知縣　熊本支場管轄區域（長崎縣　福岡縣　佐賀縣　大分縣　宮崎縣　鹿兒嶋縣　沖縄縣　北海道　青森縣

○遞信省告示第百八十七號

南亞米利加洲伯西爾國（宛發送スル電報ニハ當分ノ内暗號ヲ用フルコトヲ停止ス但電報ノ中繼ハ此限ニ非ス又普通語電報ニシテ政事上ノ運動ニ係ルモノハ之ヲ許サヽル旨萬國電信總理局ヨリ通報シ來レリ

明治二十六年七月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

雜報

○取消　左の通り申越したるに付き前報を取消す

本月十五日發兌の時事新報電報欄内に所載の岡山縣官の激昂と題せる項は全く事實無根之義に付此全文を揭げ御取消相成度候也

明治二十六年七月十七日　岡山縣知事官房

時事新報社御中

○地方通信一束

○奥羽聯合獸醫會　は去る十五日秋田に開會し着席正員無慮六十餘名其他賛成會員、秋田畜産委員、篤志家等凡て二百餘名にして宮城縣佐藤清明氏本部幹事代理の資格に依り開會の旨趣並に同會創設以來即ち第一回より第六回までの順序沿革を述べ次に役員撰定の事、會長推名の事幹を告げ長岐貞治氏を推して會長となし檜垣秋田縣書記官の挨拶もありて當日提出の問題を報告し休憩を告げしが其問題は左の如くなりと云ふ

提出問題

一　各縣畜馬組合の沿革及監督方法

一　各縣皮疫病流行の實況及びその取締法

右は該題問題

一　牛馬猫法令の稍布を農商務大臣に建議すること

一　乳牛屠牛の規則六縣を通一同

一　奥羽六縣聯合獸醫會の改名

但一奥羽聯合獸醫畜産會と

一　本會の名を以て農科大學助

○停車場の新設　栃木縣下と先日來日本鐵道會社に協かりしが今度同會社より べしとの事に目下相談中場を新設せんと是れまた同新設の運びに至るべしと云

○自由黨石川支部　設置會を開き變則として同本同設置方を左の發企人に

るよし

代議士

七月一日集會せ一團體より

石川縣自由倶樂部より

石川自由倶樂部より

右に付き去る十六日豫て る同黨員は協議會を開き

○靜岡市青年懇親會　は に開き來會者百五十餘名 に盡力すべしとの協議を

○窪川村の暴行　高知縣 餘名は去る十二日午後七 方へ亂入し非常の暴行を 窪川町を通行するを見付 足を捕へて亂打せしが他 其場を逃しも村田氏は右 たる由なり

○伊豫木綿會社　豫州越 本年一月より六月まで上 程にあらざるも二千圓の て七分强の利益に當るよ

○長崎市内　に赤痢病發

○熊本の電話　熊本市細 福永銀行及び百貫石出張 其筋へ出願中なりしが されたりと云ふ

○三重紡績會社の總 日午後定式總會を開き前 其要領は利益金九萬四千 内四萬四千六百十四圓を 四萬二千二百二十餘 とに決したりと云ふ

○白米相場の騰貴　白米標準相場は昨日より

一等白米　九升一
二等白米　九升五
三等白米　九升八

○神奈川縣下に於て　縣足柄上郡に於ける麥作 以て前年より幾分か增 しかりし爲め大麥は前年 麥は平年に比し幾分の減 小麥は昨年より多少收穫 ける收穫高の明細は左の

足柄上郡　田畑反

大麥　一、五〇
裸麥　三九
小麥　一、〇五